要件事項

<航空/海上業務>

輸出申告等にかかる添付書類提出要否判定の変更

<変更前仕様>

機能概要

輸出自動車(MOTAS、LMVIS)で全突合となった場合で審査区分が1の場合は、審査区分にY(書類提出が必要)を出力している。

<変更後仕様>

輸出自動車(MOTAS、LMVIS)で全突合となった場合で審査区分が1の場合は、Y該当(書類提出が必要)としないよう変更する。

1. 変更内容

<オンライン業務の変更>

簡易審査扱いとなった申告のうち、原紙及び添付書類提出要否判定(GY判定)処理内の他法令判定において、自動車情報の全車両について仮抹消情報が突合状態(全突合)と登録されている場合は、審査区分に「Y(書類提出が必要)」を出力しないよう変更する。

ただし、自動車情報の判定の結果、書類提出が不要となった場合であっても、以降のY判定で添付書類提出要に該当(Y該当)した場合は審査区分に「Y」を出力する。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- · 「輸出申告(EDC)」業務
- · 「輸出申告変更(EDE)」業務
- · 「輸出申告搬入後処理(CEW)」業務
- · 「輸出許可内容変更申請(EAC)」業務
- ·「輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)(EAMO1)」業務

3. 特記事項

特になし。

4. リリース予定日/サービス開始予定日 平成30年03月18日(日)